

(議案第 15 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

委員：平成4年に生産緑地制度ができてから約30年がたち後2年ほどで営農義務が解除されるということで、特定生産緑地に指定するための意向調査をしていると思うが、どの程度、特定生産緑地の指定を望んでいるのか。

事務局：10月末を期限として特定生産緑地に移行するかどうかについて意向調査を郵送で送っているが、今日現在で363人中、316人から回答があり約87%の回答率である。回答の内訳は、筆単位では約86%が特定生産緑地に指定するとしており、指定しないとしているのが約5%、検討中が約7%という結果である。

委員：8割以上の方が特定生産緑地に指定ということで心強い。ただ、15-4ページの変更の発生理由について故障があるが、故障で一度買取請求した場合には死亡の場合に改めて買取請求ができず、尼崎では一度が原則だと聞いている。これは生産緑地が宅地化すべき農地であったころの規定の部分があると思うが、これから都市の中の農地を保全していこうという考えの中で、買取請求が一度だけというのは非常には厳しい。なぜなら、一度しか買取請求ができないなら必要以上に解除しようという考え方が進んでいる。故障認定時に一度、死亡の時にもう一度というように何度かに分けて買取請求ができれば、農地の減少が少しでも鈍化すると思うので、検討してもらいたい。

事務局：現在、国や県が標準的なルールを示しており、本市の取り扱いも同様である。一方で、都市緑地の考え方が近年変化している背景等から、県や国に対して相談しながら改善できる点があるかについて研究していきたいと考えている。

委員：2点ほど確認したい。1点目は死亡による解除は仕方がないが、事業承継が都市農業の場合特に難しい。そのようなところに対して委員が指摘したような事業承継を促進させる仕組みが今後県のマスタープランにも出てくるので、尼崎市独自としても考えてもらいたい。もう1点は、今回廃止される土地がかなり小さいが、もともと亡くなった方の所有している土地が小さかったということなのか。

事務局：1点目の要望については、県とも調整したうえで、市としての考え方を整理していきたい。2点目は、死亡した方が一人で担っていて継続が難しいということで廃止に至るケースが大部分だが、一部分だけ担う後継者がいるということで面積減としているケースがあるのかどうかについては、今事務局で把握できていないため、各委員に後日回答したい。

<別途、各委員に以下のとおり回答>

今回、事由発生した所有者は計 11 人で、そのうち、所有する生産緑地のすべてを廃止したのが 6 名です。

(内訳)

	死亡	故障	公共施設	計
対象人数	11	1	1	11
うち、全廃止	5	1	0	6

委員：別表の No. 1 について、社会福祉施設設置のためということだが、これはどのような経緯か。また、どのような施設ができるのか。

事務局：小規模多機能型居宅介護施設としてデイサービスや宿泊の利用ができる施設が平成 30 年 11 月 1 日から営業を開始している。本市については、社会福祉施設などを設けるときは死亡や故障がなくても、30 年の営農義務が緩和される規定があり、一部の施設についてはすぐに住宅に転用されるなど、目的と異なる運用がされないように推移を見守る必要があると考えている。今回の施設については、平成 30 年 11 月から 2 年程度社会福祉法人としての運用を確認したことから廃止に至っている。